

鶴見区要保護児童対策地域協議会設置要綱

（目的）

第 1 条 鶴見区における要保護児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ）の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童（法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ）及びその保護者または特定妊婦（法第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ）への適切な支援を図るため、関係機関・関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下対応していくことを目的とし、法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として、鶴見区要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

（業務）

第 2 条 地域協議会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他の要保護児童若しくは要支援児童（以下「要保護児童等」という。）及びその保護者又は特定妊婦に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (4) その他第 1 条の設置目的を達成するために必要な活動

（構成）

第 3 条 地域協議会は、別表に掲げる団体・機関及び児童福祉に関連する団体・機関や職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第 4 条 会長は、子育て支援を統括する課長をもって充てる。

2 会長は、地域協議会の事務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長がこれを指名する。

4 会長に事故のあるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（組織）

第 5 条 地域協議会は、代表者会議及び実務者会議・個別ケース検討会議をもって構成する。

2 代表者会議及び実務者会議・個別ケース検討会議の委員は、地域協議会の会長が第 3 条に定める構成員のうちから適切と認める者をあらかじめ指名するものとする。

（代表者会議）

第 6 条 代表者会議は、実務者会議及び個別ケース検討会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関する区レベルでのシステム全体の検討
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価
- (3) その他地域協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、会長が必要に応じて召集し、会長がその議長になる。

（実務者会議）

第 7 条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 全ての要保護児童等について定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
- (2) 定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- (3) 要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的把握
- (4) 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

2 実務者会議に座長を置く。

3 座長は、会長がこれを指名する。

4 実務者会議は、要保護児童等の進行管理を行うため、定期的に開催を行い、座長がこれを主宰する。

5 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定するものがその職務を代理する。

（個別ケース検討会議）

第 8 条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- (2) 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (5) ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- (6) 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- (7) 次回会議（評価及び検討）の確認

2 個別ケース検討会議は、調整機関が必要に応じて招集し、調整機関がこれを主宰する。

3 調整機関は、個別ケース検討会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第 5 条第 2 項の規定により個別ケース検討会議の委員として指名された者以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を求めて意見を徴することができる。この場合において、求めに応じて出席した者に対し、個別ケース検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 地域協議会の構成員であった者は、法第 25 条の 5 の規定に基づき、地域協議会の活動に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（要保護児童対策調整機関の指定並びに業務）

第 10 条 法第 25 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関として、鶴見区保健福祉課保健・子育て支援担当を指定し、調整機関に地域協議会の構成員の名簿を設置する。

2 法第 25 条の 2 第 5 項に規定する要保護対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 地域協議会の事務の総括に関すること

ア 地域協議会の協議事項の案の作成、その他開催の準備に関すること

イ 地域協議会の議事の運営に関すること

ウ 地域協議会に係る資料の保管に関すること

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること

ア 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること

イ アにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること

（関係機関等への協力要請）

第 11 条 地域協議会が地域協議会の構成員以外の者に対して法第 25 条の 3 に規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合にあっては、地域協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

（事務局）

第 12 条 地域協議会の庶務は、鶴見区保健福祉課保健・子育て支援担当において行う。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 1 月 24 日から施行する。

「鶴見区子育て支援専門部会設置要綱」（平成 17 年 10 月 3 日施行）については、廃止する。

（別表）鶴見区要保護児童対策地域協議会構成団体・機関等

鶴見区役所

こども相談センター

公立保育所

私立保育園

教育委員会事務局

公立幼稚園

私立幼稚園

公立小学校

公立中学校

鶴見警察署

鶴見消防署

鶴見区医師会

鶴見区歯科医師会

鶴見区社会福祉協議会

児童福祉施設

配偶者暴力相談支援センター

鶴見区民生委員児童委員協議会

鶴見区主任児童委員

子ども家庭支援員

スーパーバイザー

「区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアル」（平成 31 年 4 月改定版）の順